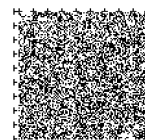


第5次 宮崎県障がい者計画



令和6年3月
宮崎県



音声コード Uni-Voice

〔「障害」の表記について〕

以下に掲げる場合を除き、「障害」は「障がい」と平仮名交じりの表記としています。

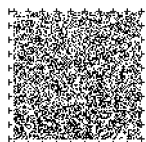
- ・ 法令、条例等の名称及びそれらの中で用いられている特定のものを指す用語
(例：障害者基本法、身体障害者手帳 など)
- ・ 組織、関係団体、関係施設の名称
(例：身体障害者相談センター など)
- ・ その他平仮名交じりの表記が適当でないと判断した場合

〔表紙〕 不死鳥（フェニックス）

宮崎県では、「第35回国民文化祭・みやざき2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」を令和3年7月3日から10月17日までの107日間にわたり開催しました。

全国障害者芸術・文化祭、略して「芸文祭」におきましては、「復興五輪」との位置付けもある2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会と同年の開催であることを記念して、アートの力で被災地を支援することを目的に、全国連携事業として、全国から応募いただいた約1万2千点の羽根のぬりえの中から選んだ作品のデータをスキャンして組み合わせ、羽根の翼をデザインし、障がい者アーティストのお二人が描いてくださった瞳とハートとともに赤と青を基調とした不死鳥（フェニックス）デザイン2体を制作、宮崎県立美術館及び宮城県気仙沼市「まち・ひと・しごと交流プラザ」のガラス面やアミュプラザみやざき「うみ館」屋上の壁面に大きなウォールアートとして掲示しました。

「芸文祭」のレガシーとして、障がい者施策の推進に取り組む本計画の表紙デザインに選定しています。



ご あ い さ つ

本県では、障がい者施策の基本計画として、平成13年2月に「宮崎県障害者計画」を策定し、その後、「みやざき障がい者安心プラン」（平成19年3月策定）、「宮崎県障がい者計画」（平成26年3月策定）、「第4次宮崎県障がい者計画」（平成31年3月策定）に基づき、共生社会の実現に向けた様々な施策を推進してまいりました。

昨今、障がい者を取り巻く環境は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」等の改正に加え、障害福祉サービス等報酬改定など、大きな転換点を迎えるとともに、国において令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」を策定したことから、本県においても、国の基本計画を踏まえ、現行計画を令和6年4月から5年間の新たな計画に改定いたしました。

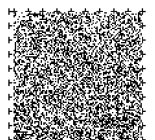
本計画では、「障がい者差別その他の権利利益の侵害行為の禁止・合理的配慮の提供」のほか、全ての障がい者が「あらゆる分野の活動に参加し、自己実現ができる機会」、「地域生活への移行促進のための基盤整備・どこで誰と生活するかについて選択できる機会」、「意思疎通や情報の取得・利用のための手段について選択できる機会」の確保を施策の基本指針として、障がい者施策を広く推進してまいります。

さらに、年始に発生した「令和6年能登半島地震」では、災害時における障がい者の抱える様々な課題が顕在化しており、県としましても、今後、発生が危惧される南海トラフ地震などへの防災対策を始め、全ての障がい者にとって安全・安心な「ともに生きる社会」が実現できるよう、本計画に基づき総合的に取り組んでまいります。

終わりに、本計画の策定に当たっては、障がい者アンケートや障がい者関係団体への意見聴取、パブリックコメント等を実施し、宮崎県障害者施策推進協議会の委員を始め、関係団体や県民の皆様から多大な御協力、御意見をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

令和6年3月

宮崎県知事 河野 俊嗣



目 次

◎ はじめに

1	計画改定の趣旨	1
2	計画の対象	2
3	計画の位置付け	2
4	計画の期間	2

第1章 総 論

1	障がい者の現状	3
2	基本理念等	7
3	推進体制	11
4	施策の体系	15

第2章 各 論

第1節 啓発・広報

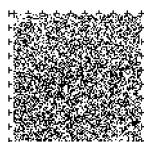
1	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	16
2	啓発・広報活動の推進	19

第2節 生活支援

1	地域における相談支援及び意思決定支援の充実	20
2	在宅サービス等の充実	23
3	スポーツ、文化芸術活動の振興	31
4	福祉用具の普及促進と利用支援等	35

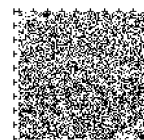
第3節 教育・育成

1	障がい児支援・育成施策の充実	36
2	インクルーシブ教育システム（障がい者を包容する教育制度）の構築	43
3	教育指導の充実	49
4	教育環境の整備	51



第4節 保健・医療	
1 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見、治療の推進	53
2 医療サービスの充実	55
3 精神保健対策の推進	58
4 難病患者等への施策の推進	63
5 福祉・保健・介護・医療の連携	65
第5節 雇用・就業、経済的自立の支援	
1 一般就労支援施策の充実	67
2 一般就労が困難な障がい者への就労支援	71
3 経済的自立の支援	72
第6節 情報・コミュニケーション	
1 意思疎通支援の充実	73
2 情報取得・利用のしやすさの推進	75
3 情報提供の充実	77
第7節 生活・環境	
1 人にやさしい福祉のまちづくり	78
2 宿泊施設等のアクセシビリティ向上	84
3 防災・防犯対策等の充実	85
第8節 福祉を支える人づくり	
1 専門職種の養成・確保	90
2 NPO・ボランティア活動の推進	92
第9節 行政サービス等における配慮	
1 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等	94
2 選挙等における配慮等	95
3 司法手続等における配慮等	96
[別表]第5次宮崎県障がい者計画に係る成果目標	97

(参考資料)



◎ はじめに

1 計画改定の趣旨

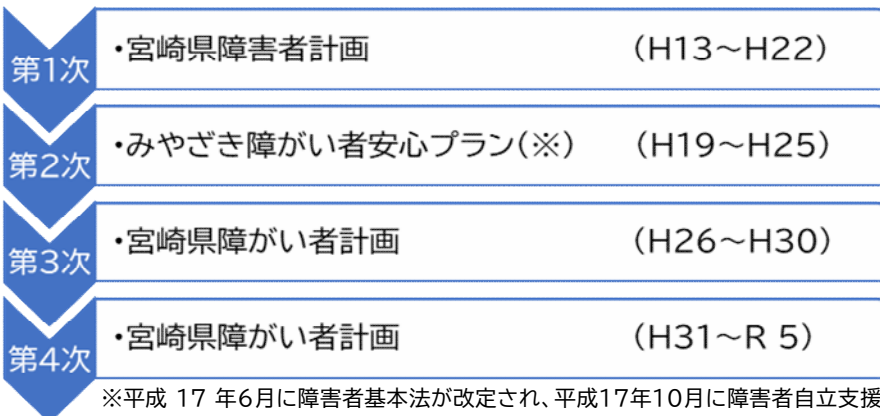
本県においては、障がい者施策の基本計画として「第4次宮崎県障がい者計画」（平成31年3月）を策定し、障がいのある人が安全で安心して心ゆたかに暮らせる社会を目指し、ノーマライゼーションの理念の下、各種施策を推進してまいりました。

この間、障がい者施策の分野では、令和3年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）の改正法が公布され、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるなど障がいを理由とする差別を解消するための支援措置が強化（令和6年4月1日施行）、同年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア児支援法」といいます。）が施行され、令和4年5月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」といいます。）が制定されるなど、各種の国内法の整備が行われ、また、生活面では、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、地域の交流・見守りの場や支援の機会の喪失など様々な影響を受けるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化してきました。

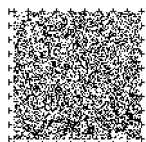
さらに、令和4年8月には、「障害者の権利に関する条約」の締約国として、国際連合ジュネーブ本部にて、「障害者の権利に関する委員会」による対日審査が実施され、同年9月には同委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されました。

本県では、こうした社会情勢の変化に的確に対応するとともに、「宮崎県障がい者計画」が令和5年度末をもって計画期間の終了を迎えることを踏まえ、本県における障がい者施策の一層の推進を図るため、その基本となる計画を改定するものです。

◇ 宮崎県障がい者計画の経緯



※平成17年6月に障害者基本法が改定され、平成17年10月に障害者自立支援法が制定されたため、期間途中での策定。



2 計画の対象

この計画の対象とする「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条第1号の規定に基づき、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者のみではなく、発達障がい、高次脳機能障がい、難病など心身の機能の障がいがある方であって日常生活や社会生活で継続して相当な制限を受けている全ての人を対象としています。

障害者基本法第2条

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

3 計画の位置付け

- (1) この計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づき策定する都道府県障害者計画であり、本県における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画とします。また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、都道府県障害者計画の策定や変更に当たっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされています。
- (2) 「宮崎県総合計画2023」の部門別計画の一つとして、障がいのある人のための施策を推進する計画を策定します。また、難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく「難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画」として位置付けます。
- (3) 市町村が障がい者施策を推進する上での基本的方向を示すとともに、障がい者を含む県民、事業者、福祉団体等の協働指針となる計画とします。

4 計画の期間

この計画の期間は、障がい福祉制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ、令和6（2024）年4月から令和11（2029）年3月までの5年間とします。

